

エコ通勤環境配慮計画に関する事項

新規 変更

| | |
|------------|-------------------------|
| 主たる事務所の所在地 | 熊本市中央区手取本町6番1号 |
| 名称及び代表者名 | 株式会社鶴屋百貨店 代表取締役社長 久我 彰登 |
| 事業概要 | 百貨店 |
| 配慮計画期間 | 平成29年度 ~ 平成31年度 |

| | | | | |
|---------------------------------|---|--|------|-----------|
| 事業所名 | 鶴屋百貨店 本店 | | | |
| 所在地 | 熊本市中央区手取本町6番1号 | | | |
| 事業所周辺の公共交通機関の状況 | 最寄電停：通町筋、水道町（市電） 距離（100m～200m）、徒歩5分以内 最寄バス停：通町筋、水道町（市営、九州産交、熊本電鉄、熊本バス、熊本都市バス） 距離（事業所に隣接）、徒歩5分以内 | | | |
| マイカー通勤の状況 | 常時使用する従業員の数 | A | 704人 | 割合 |
| | 通勤距離が5km未満の従業員の数 | B | 377人 | B/A 53.6% |
| | 通勤距離が5km未満の従業員のうちマイカー通勤する従業員の数 | C | 26人 | C/B 6.9% |
| 温室効果ガスの排出の抑制を図るために実施しようとする措置の内容 | 事業所のエコ通勤の取組方針 | 具 体 的 な 取 組 の 内 容 | | |
| | <input checked="" type="checkbox"/> ノーマイカー通勤 <input checked="" type="checkbox"/> マイカー通勤を前提とした燃料の使用抑制（エコドライブの促進等） | ①毎月第1、第3木曜日をノーマイカーデーに指定し、他の交通機関で通勤するよう呼びかけ。 ②パークアンドライドのための情報提供 ③年次有給休暇の取得促進による、休日数の増加 毎月第2、第4金曜日をエコドライブデーに指定し、交通渋滞時間を避けた遅出シフト勤務を推奨する。 ※出勤時間：午前9時40分→午前10時40分 | | |
| 特記事項 | 店休日を増加させる計画であり、ご利用になるお客様の車両や納品業者の車両乗り入れを抑制することに繋がる。 | | | |

備考1 □のある欄には、該当する□内に「✓印」を記入してください。

- 「配慮計画期間」は、提出する日の属する年度以降3か年度としてください。
- 「事業所周辺の公共交通機関の状況」欄には、事業所の最寄の駅及びバス停留所並びに当該駅及び停留所から事業所までの距離及び所要時間等を記入してください。
- 「マイカー通勤」とは、熊本県地球温暖化の防止に関する条例第29条第1項に規定する「従業員の自家用自動車による通勤」をいいます。
- 「マイカー通勤の状況」は、4月1日現在の状況について記入してください。
- 「マイカー通勤する従業員」には、育児、介護等のためマイカー通勤が必要な者を含みません。
- 事業所のエコ通勤の取組方針を「ノーマイカー通勤」、「マイカー通勤を前提とした燃料の使用抑制（エコドライブの促進等）」の双方又は一方から選択し、具体的な取組の内容を記入してください。
- 「特記事項」欄には、マイカー通勤者の総数や排出抑制のために実施しようとする措置に係る目標（数値目標等）等があれば、記入してください。